

2018年7月12日

これからの監査役はどうあるべきか～パネルディスカッションで考える～

セッション2 基調講演～監査役の果たすべき役割は変わるのか

日本監査役協会は、平成27年（2015年）7月23日付で「監査役監査基準」を改定した。
「監査役の役割の変化の兆候」を確認してみる。

1. 「監督機能の一翼を担う監査役（会）」

(1)改定前監査役監査基準（平成23年3月10日改定） 第2条（監査役の職責）

1. 監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を負っている。

(2)平成27年改定

第2条（監査役の職責）

1. 監査役は、取締役会と協働して会社の監督機能の一翼を担い、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、企業及び企業集団が様々なステークホルダーの利害に配慮するとともに、これらステークホルダーとの協働に努め、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を負っている。【Lv.3】
2. 前項の責務を通じ、監査役は、会社の透明・公正な意思決定を担保するとともに、会社の迅速・果断な意思決定が可能となる環境整備に努め、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることなく、取締役又は使用人に対し能動的・積極的な意見の表明に努める。

第13条（コーポレートガバナンス・コードを踏まえた対応）

2. 監査役及び監査役会は、取締役会が担う以下の監督機能が会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促しかつ収益力・資本効率等の改善を図るべく適切に発揮されているのかを監視するとともに、自らの職責の範囲内でこれらの監督機能の一部を担うものとする。

「監査役監査基準の改訂について」（平成27年7月23日）

これらの監督機能に対する監査役の関与のあり方としては、

- ①取締役会がこれらの監督職務を適切に果たしているのかを監査すること
 ②適切なリスクテイクの礎となる内部統制システムについて構築の段階から積極的に意見を表明すること
 ③リスク管理の観点や経営判断の合理性の観点等から、個別案件だけではなく、中期経営計画策定に係る議論において積極的に発言すること

論点：

- ①コーポレートガバナンス・コードに基づく規律は、上場会社の規律。特に、情報開示に留意する。
⇒「取締役の職務執行の監査・取締役会の監督機能の監査」の領域の拡大、積極的に意見表明する。
- ②未上場会社、中小規模会社（例えば、取締役＋監査役＋会計監査人非設置会社）の監査役は、どうする。
- ③監査役の基本的な心構え（独立性、公正不偏性、信念、自己研鑽、経営課題についての認識、経営環境の変化の把握、合理的根拠のある判断、監査環境の整備、“監査に必要な事業・財務・組織・法務等の知識”、“能動的・積極的な意見表明”、“意思疎通”、“説得力のある発言”、“相手をリスペクトする心”）

2. 「三様監査における連携」＜＜監査環境の整備

(1) 監査役監査基準において平成 27 年改定の前後で基本的な変化はない。(改定監査基準 37 条、47 条)

① モニタリング機能を持つ内部監査部門等と緊密な連携を保つ。報告を受け、必要に応じて調査を求める。

監査役(会)は、「組織的かつ効率的監査」を実施するように努める。

② 内部監査部門等の監査結果を監査役監査に実効的に活用する。

③ 会計監査人から報告を受け、積極的に意見交換を行うなど、会計監査人と密接な連携を保つ。

監査役(会)は、「実効的かつ効率的監査」を実施する。

④ 業務監査で得た情報のうち参考情報を会計監査人に対し提供し、会計監査人との情報共有に努める、

⑤ 監査役(会)は、取締役会への報告、取締役への助言、勧告を検討し実施する。

(2) 「会計不正防止における監査役等監査の提言―三様監査における連携の在り方を中心に―」

(日本監査役協会会計委員会 平成 28 年 11 月 24 日)

p.11 「監査役等、内部監査部門、会計監査人の三者間の連携に当たって、監査役等は三様監査を統括する意識を持って、主体的な役割を果たすべきである。(中略) リスク・アプローチに必要なリスク分析等において三様監査全体の実効性を高めるよう連携すべきであり、監査役等としても必要な情報を積極的に発信していくべきである。」

p.12 「三者が一堂に会する情報交換・コミュニケーション」について、協会アンケート 440 社中
実施している 159 社 (36.1%)、今後実施予定 35 社 (8.0%)、
実施中の 159 社のうち、監査役等が主体となって会合を進めている会社が 76 社 (47.8%)

(3) 「監査役等と内部監査部門との連携について」協会監査法規委員会の提言 (平成 29 年 1 月 31 日)

① 内部監査部門等への監査役等の指示・承認

・ 内部監査部門の内部監査規則、監査計画、要員、予算、リスク評価手法等について、監査役が承認する権限を有する。

・ 監査役等の業務・財産調査権限において、使用人である内部監査部門に調査の協力を要請する(「指示」)

② 内部監査部門長の人事への監査役等の関与

・ 内部監査部門の人事(選任、異動、考課・評価、処分等)は、会社の事業の一部であり、取締役の職務であるので、監査役は、報告(事前報告を含む)を受け、必要と認めるときは、意見を述べることができる。

*①②を会社執行部門との協議により、内部統制システムの基本方針や内部監査規程等に定める。

(4) 協会アンケートに見る実態 (平成 30 年 4 月 27 日公表 回答会社 3,448 社))

・ 内部監査あり	上場会社	98.7%	非上場会社	77.0%
内部監査なし		1.3%		23.0%
・ 人事同意権あり	上場会社	7.1%	非上場会社	4.7%
意見表明できる		33.6%		32.0%
人事同意権・意見表明なし		59.2%		63.3%
・ 内部監査部門への指示等の権限と行使状況				
社内規則あり	上場会社	35.7%	未上場会社	33.8%
実質的に依頼している		69.5%		64.3%

3. 「非上場会社の監査役の職責」

中小規模会社の「監査役監査基準」の手引き書 (日本監査役協会法規委員会 平成 29 年 9 月 28 日)

・ 中小規模会社の監査役の役割、権限、義務、責任の基本は、会社法にあり、監査役会、会計監査人に関する事項を除いて、大会社との相違はない。